

しまむらマック多度津店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨2丁目1番地ほか	
変更した事項	変更前	株式会社大屋 愛媛県西条市大町1765番地 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
	変更後	株式会社ヘルス 東京都府中市若松町1丁目10番地の3 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
変更年月日	平成23年3月10日	
変更理由	テナント業者新規入店及び退店のため	

2 届出年月日

平成23年3月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
縦覧期間	平成23年3月9日（水曜日）から同年7月11日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成23年7月11日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ